

介護のおしごと PR 動画制作事業委託業務仕様書

1 業務名

介護のおしごと PR 動画制作事業委託業務

2 業務の目的・ターゲット

近年、高齢者人口の増加に伴い介護サービスの需要が増加している一方で、これを支える介護人材は慢性的な不足が続いており、大きな課題となっている。

今後、長期的な視野で必要な人材を確保していくため、学生や地域人材等に向けて重労働・長時間勤務といったネガティブイメージが先行しがちな介護業務の魅力・やりがいを PR する映像を作成し、イメージアップを図ることを目的とする。

《ターゲット》

①学生 中学生及び高校生。介護に対するネガティブイメージが先行している世代に対し、介護職を将来の就職先候補に入れてもらえるようにイメージ刷新を図る。学生の親や教師も介護職に就くことを後押しできる内容とする。

②若年層 主に10代後半から20代。デジタルネイティブであるZ世代に対し、AI・ICTの活用など、介護現場の革新が進んでいることをアピールし、従来の肉体労働、アナログな仕事内容であるというイメージを払拭できる内容とする。

③子育て世代 主に30～50代。資格や経験がなくても歓迎される職場、子育てに影響のない範囲で空いている時間を活かす多様な働き方ができる職場であることをアピールする内容とする。

④シニア 主に60代以上（定年退職者等）。資格や年齢に関係なく歓迎される職種である。フルタイムだと自信がないが、週に数日・数時間なら働きたい、人の役に立ちたいという思いに応えられることを伝える。また、身体に触れる直接介助だけでなく、ベッドメイクやお茶出しなどを行う介護助手という働き方もあることをPRする内容とする。

3 業務の内容

(1) 企画制作

- ア 制作する映像の構成、台本作成、ナレーション原稿の作成
- イ 映像制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録
- ウ 映像を収録したDVDの複製
- エ その他、上記業務に付随する業務

(2) 制作する映像作品

- ア 学生向け介護イメージアップ映像作品（15分～20分程度。なお、映像は内容に応じて、3分程度でチャプター分けを行うこと）
- イ 若年層向け介護イメージアップ映像作品（3分程度）
- ウ 子育て世代向け介護イメージアップ映像作品（3分程度）
- エ シニア向け介護イメージアップ映像作品（3分程度）
- オ イ～エのダイジェストバージョン（30秒程度）

4 用途

- (1) 中学校、高校など各種学校の出張講座
- (2) 市が開催する合同就職相談説明会、公共機関・施設での放映
- (3) インターネットでのウェブ配信
- (4) その他

5 企画について

- (1) 介護職のネガティブイメージを払拭し、魅力を伝える内容とすること。
 《払拭したいネガティブイメージ》
 重労働・長時間労働、雇用が不安定、将来性がない、資格がないと働けない、人間関係が難しい、社会的評価が低い、仕事がつらい・汚い・危険、給料が安い 等
 《伝えたいプラスイメージ》
 人や社会の役に立つ、人から感謝される、今後ニーズが高まる、男女の区別なく働ける、やりがいがある、資格が活かせる、専門技術が身につく、収入が安定している、AI・ICT化が進んでいる 等
- (2) 一般の学生、主婦等、福祉・介護の未経験の方が見ても理解できる内容とし、かつ、介護の仕事への就労意欲を向上させる内容とすること。
- (3) あらゆる介護サービスの事業所に対応できる企画とし、特定のサービス種別に内容が偏重することのないよう留意すること。
- (4) 受託者は、撮影、編集等の実作業に当たって、委託者と綿密に打ち合わせを行うものとする。
- (5) 受託者は、委託者の求めに応じて、随時、打ち合わせを行うものとする。

6 取材・撮影について

- (1) 映像の撮影
 本業務に使用する映像は新たに撮影するものとし、撮影場所は札幌市内とすること。
 やむを得ず既存の映像を使用する場合は札幌市と協議すること。
- (2) ディレクション
 映像のシナリオに基づき、ロケーションハンティングを行うこと。
- (3) その他
 取材・撮影の際は新型コロナウイルス感染症の十分な感染対策に努めること。

7 制作する映像について

- (1) 映像の字幕
 ア 映像作品には聴覚障がい者でも理解できるような字幕を付けること。
 イ 字幕や文字の色は背景色とのコントラスト比 4.5 : 1 を確保すること。
- (2) 映像の内容
 ナレーションやテロップを挿入すること。また、映像のイメージにあった BGM および効果音を付けること。
- (3) 映像の規格
 画角（アスペクト比）を 16 : 9、画質のクオリティをハイビジョン（1080 p 相当）とすること。

8 成果物について

成果物	数量	収録作品	形式	仕様等
(1) DVD マスター	2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・学生向け ・若年層向け ・子育て世代向け ・シニア向け ・ダイジェスト 	MPEG2	<ul style="list-style-type: none"> ・トールケースに入れること ・コピーガードは設けないこと
(2) DVD (配付用)	約200枚	<ul style="list-style-type: none"> ・学生向け 	MPEG2	<ul style="list-style-type: none"> ・スリムプラケースに入れること ・コピーガードを設けること ・プレイヤー挿入時に表示されるチャプター機能付きのメニュー画面を設けること ・レーベル面にはタイトルをデザインして印刷すること
(3) DVD (配信用)	2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・学生向け ・若年層向け ・子育て世代向け ・シニア向け ・ダイジェスト 	WMV	<ul style="list-style-type: none"> ・映像作品ごとにファイルを分けること ・学生向け介護イメージアップ映像作品はチャプターごとにファイルを分けたものも用意すること ・ファイルごとに、再生速度 150Kbps～200Kbps、500Kbps～700Kbps の2種類のデータを作成し、いずれも WindowsMedia Player Ver.9 以上でストリーミング再生可能なデータとすること ・動画は静止画から開始させること
(4) フルHD フォーマット データ	一式	<ul style="list-style-type: none"> ・学生向け ・若年層向け ・子育て世代向け ・シニア向け ・ダイジェスト 	MP4	<ul style="list-style-type: none"> ・本映像制作のために撮影した映像素材一式 ・1920×1080 pixels、H.264 ・映像素材については、撮影箇所ごとにファイルを分けること ・DVD-R 等適切な媒体に収録して提出すること <p>(詳細については札幌市と協議により決定)</p>

9 業務を遂行する上で遵守すべき要件

- (1) 業務の実施にあたり業務統括責任者を置くこと。
- (2) 契約締結後、業務の実施計画および工程表を提出すること。
- (3) 業務の進捗状況について、随時、札幌市に報告すること。
- (4) 取材、撮影等の日程について、随時、札幌市と協議しながら実施すること。
- (5) 成果物の品質について、納品前に札幌市の承認を得ること。
- (6) 業務の完了後はすみやかに業務完了届を提出すること。

10 著作権の帰属等

- (1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 札幌市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 映像・ナレーション・音楽等の著作権上の権利関係の処理は、WEB等で配信されることを想定し、受託者の責任で適正に行うこと。

11 その他

- (1) 入場料、運賃、原材料購入費、謝礼、許諾料等、本業務を遂行する上で必要な費用は、全て受託者の負担とすること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、札幌市個人情報保護条例を遵守すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
- (5) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に札幌市へ報告し、対応を協議すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、札幌市と協議しこれを定めるものとする。
- (7) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、札幌市と協議し対応するものとする。

12 業務の履行期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

13 契約金額の支払

契約金額の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

14 納品場所・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導係 【担当】 福田、小林

電話 (011) 211-2972 FAX (011) 218-5117